

### 第3章 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

#### 第1 各教科の目標及び内容等

##### (第2章第1節第1款)

###### 第1節 小学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては，児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに，特に次の事項に配慮するものとする。

##### (第2章第2節第1款)

###### 第2節 中学部

第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては，生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに，第2章第1節第1款において特に示している事項に配慮するものとする。

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前，小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。同様に，中学部の各教科の目標，各学年，各分野又は各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについても，中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということの意味している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず，児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。

このようなことから、各教科の指導に当たっては、小学校又は中学校の学習指導要領解説のそれぞれの教科の説明に加え、本章に示す視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項についての説明も十分に踏まえた上で、適切に指導する必要がある。

今回の改訂では、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校ごとに必要とされる指導上の配慮事項について、それぞれの学校に在籍する児童生徒の実態を考慮して見直しを行った。これらは、各教科全般にわたる指導上の特色あるしかも基本的な配慮事項であるが、これらがそれぞれの学校における配慮事項のすべてであるというわけではないことに留意する必要がある。

先に示した小学部・中学部学習指導要領第2章各教科第2節第1款における「各分野」とは、中学校学習指導要領第2章に示す、社会科の〔地理的分野〕、〔歴史的分野〕及び〔公民的分野〕、理科の〔第1分野〕及び〔第2分野〕、保健体育科の〔体育分野〕及び〔保健分野〕、技術・家庭科の〔技術分野〕及び〔家庭分野〕を指しており、「各言語」とは、外国語科の「英語」及び「その他の外国語」を指している。

なお、第2章各教科第1節第1款の1から4までに特に示している事項は、中学部においても適用されることになっているので、この点に留意することが必要である。

## 第2 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 1 的確な概念形成と言葉の活用（第2章第1節第1款の1の(1)）

#### 1 視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。

視覚障害のある児童生徒は、視覚による情報収集の困難から、限られた情報や経験の範囲で概念が形成されたり、理解が一面的だったりすることがある。例えば、「手を振る」と言う言葉を知っていても、状況に応じた動作ができないなどである。

的確な概念を形成するためには、児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、事物・事象や動作と言葉とを対応できるようにする指導が大切である。その際、観察や実験、操作活動などを通じた直接体験によって具体的なイメージを形づくったり、見学・調査などの体験的な学習などによって経験の拡充を図ったりすることが必要である。また、教師が適時に言葉で説明を加えたり、児童生徒が理解を深める過程で、自ら確認できる情報を用意したりすることも大切である。さらに、他者の考えを聞く、必要な情報を調べる、読書をするなどにより、多くの語彙や多様な表現に触れられるようにすることも重要である。

このようにして、児童生徒が保有する感覚を活用して事物などをとらえることができるよう配慮することで、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく表現したり、言葉で説明したりできるようにすることが重要である。

### 2 点字等の読み書きの指導（第2章第1節第1款の1の(2)）

- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。

視覚障害のある児童生徒が、普通の文字と点字のどちらを常用するかは大切な問題であり、原則的には視力や視野の程度、眼疾患の状態、学習効率、本人の希望や意欲などの観点から総合的に判断することになる。

普通の文字の指導については、漢字を部首に分解し、基本漢字を徹底して指導するなど漢字の読み書きの指導が重要である。また、教科書等の縦書き・横書きなどのレイアウトに慣れ親しんだり、視覚補助具を活用して速く読み書きができるようにしたりすることなどが大切である。

点字を常用する児童生徒には、点字表記法の系統的な指導が必要である。ま

た、点字の読み書きを速くする指導も大切である。さらに、六点漢字や漢点字のように漢字の音訓、偏と旁などを手がかりとした点字による漢字表記の工夫があるように、漢字の字義や漢語の指導は、日本語の文章を正しく理解し、表現するために重要である。したがって、漢字の音訓と意味、熟語の読みと意味と含まれる漢字などのつながりを理解し、適切に表現できるように、児童生徒に応じて指導することが大切である。コンピュータ等の情報機器を活用することも考慮して、音声化された漢字や漢語の説明の理解も含めた指導が必要である。

なお、漢字の字義の理解には、漢字の字形についての指導も有効である。凸図を活用するなどして、基本的な漢字の部首や構造を中心に指導することになるが、自分の名前に使われている漢字など、生活で関わる身近な漢字に触れたりしておくこともよい。

### 3 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の1の(3)）

(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導すること。

児童生徒のある視覚障害の状態等に応じて行う指導内容の精選の一つには、基礎的・基本的な事項に重点を置いた指導がある。視覚障害の児童生徒は、動いているものや遠くにあるものなどを視覚や触覚により直接経験することが難しいことから、学習内容の理解が不十分になることがある。そこで、各教科の内容の本質や法則性を具体的に把握できるよう、基礎的・基本的な事項に重点を置き、指導内容を適切に精選することが大切である。例えば、「体育」等で球技を取り扱う場合、視覚的模倣や空間的な把握が困難なことから、ルールの説明や基本的動作を習得する内容に精選して指導を十分に行うことが考えられる。

また、理解できた法則を他にあてはめたり、発展・応用の内容につなげたりできるよう、指導内容のつながりや順序に配慮することも必要である。例えば、「理科」で太陽などの天体の動きを取り扱う場合、まず、日なたと日陰で感じられる温度の違いから太陽や日光の存在と方向があることに気付く。次に、光の強弱を音の高低に変換する感光器を使った観察により太陽の動きを知り、モデル実験等により実際の動きを理解する。さらに、観察が困難な月や星の動きを太陽の動きの理解から類推するように指導することなどが考えられる。

視覚障害の児童生徒は、初めての内容を理解することには時間を要することがあるが、その内容の本質の理解や基礎的・基本的な事項の習得が十分であれば、それをもとに予測し、演繹的に推論したり、考えを深めたりすることが可能になる。そこで、今回の改訂では、まずは基礎的・基本的な事項から積み上げて指導することが重要であることから「基礎的・基本的な事項から着実に習得

できるように指導する」と示した。

なお、指導の工夫や配慮により履修が可能であるにもかかわらず、見えないことなどを理由に各教科の内容を安易に取り扱わないことは、指導内容の精選にはあたらないことに留意が必要である。

#### 4 コンピュータ等の情報機器等の活用（第2章第1節第1款の1の(4)）

(4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

視覚を活用した学習が困難な児童生徒は、聴覚や触覚から情報を得て学習する。そこで、触覚教材や音声教材を活用したり、モデル実験を行ったりするなど、視覚的な情報を聴覚や触覚で把握できるように指導内容・方法を工夫することが大切である。その際、聴覚や触覚は、視覚に比べると詳細な情報を得ることが難しいことを留意する必要がある。特に触覚については、情報収集のポイントを明確にし、部分的、継続的に得られる情報を総合して、まず全体像を大まかに把握し、続いて全体と部分との関連のもとに対象物を詳しく理解する観察方法などを身に付ける必要がある。また、感光器のほかに、音声図書等を再生する機器、ボールペンの筆跡が浮き上がる表面作図器、触読用物差し、触読用三角定規等、視覚障害者用そろばん、音声温度計、音声電圧計や音声電流計など聴覚や触覚を活用できる学習用具の活用により、児童生徒が主体的に学習できるようにすることも必要である。

弱視の児童生徒の見え方は様々であり、視力のほかに、視野、色覚、眼振や羞明などに影響を受ける。指導の効果を高めるために、適切なサイズの文字や図表の拡大教材を用意したり、各種の弱視レンズ、拡大読書器などの視覚補助具を活用したり、机や書見台、照明器具等を工夫して見やすい環境を整えたりすることが大切である。その際、保有する視覚の活用と併せて、他の感覚の活用も考える必要がある。

なお、授業で使う教材等や様々な方法で得た情報を分かりやすいように整理しておくことも重要である。例えば、教材や学習用具を置く場所を決めておくなど自ら学習環境を整えたり、ノート等への記録とその管理などが適切にできるようにしたりすることが考えられる。

また、コンピュータ等の情報機器等を学習に活用する際、情報入手の困難を補い、学習に必要な情報を得るだけでなく、得た情報を適切に分類したり、記録したりするなどして、児童生徒が問題解決的な学習等に主体的に取り組めるようにすることも大切である。

今回の改訂においては、児童生徒が主体的な学習をできるようにするために、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、各種教材のどれもが重要であること、それらの効果的な活用により情報を収集・整理することも大切であることから、「視覚補助具やコンピュータ等の情報機器等、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにする」とした。

## 5 見通しをもった学習活動の展開（第2章第1節第1款の1の(5)）

(5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮すること  
で、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開  
できるようにすること。

視覚障害のある児童生徒は、空間や時間の概念の形成が十分でないために、周囲の状況や事象の変化の理解に困難が生じる場合がある。例えば、「家庭科」で使用する道具や材料が教室内のどこにあり、どの学習過程で使うかなど学習全体の様子や流れがつかめず、学習活動がよく理解できないなどである。そのような場合、位置や時間経過などを把握できるようにする配慮が必要である。この例であれば、使用する道具や材料が、どこに置いてあり、授業展開に伴って自分がどのように動いて、道具や材料を使えばよいのかが事前に理解できると、見通しをもって安心して学習を進められるようになる。

このような空間の概念を養うには、地図や図形の系統的な指導により概念形成を図ったり、自分を基準とした位置関係などを把握したりできるように指導を重ねる必要がある。例えば、位置関係を把握するために、位置を時計の文字盤になぞらえる「クロックポジション」という方法などがある。同様に、時間の概念を養うには、授業の流れや活動の手順を説明する時間を設定する、活動の最初から最後までを通して体験できるようにする、友達の活動状況など周囲の状況を説明するなどがある。

今回の改訂では、教師の支援や工夫により、児童生徒が場の状況や活動の過程等を、的確に把握できるよう配慮された学習を重ねることが、空間や時間の概念を養うことにもつながることから、「場の状況や活動の過程等を的確に把握できるようにすることで、空間や時間の概念を養い」と示した。

### 第3 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

#### 1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成（第2章第1節第1款の2の(1)）

##### 2 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。

聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における言語に関する指導については、自立活動の指導の比重が大きいが、その基本は、児童の学校生活全般にわたって、留意して指導を行う必要がある。

このことは、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の4において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、自立活動の指導を行うことと示されている。したがって、国語科を中心として学校生活の多くを占める各教科の指導においても、言語の指導は格段の配慮を必要としていると言える。

単元などのまとまりの中で、例えば、児童が学習の目当てを自覚して課題に取り組んだり、自分の学習を振り返り新たに分かったことや次回に生かせる解決方法をまとめたり、話し合いや書かれた文章などとの対峙を通して自分の考えを深めたりするなど、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。これらの学習活動を支える言語概念の形成を図るとともに、児童の発達に応じた言語による思考力を育成することが重要である。そこで、今回の改訂では、「学習の基盤となる語句などについて」を加え、各教科において形成すべき言語概念の対象を明確に示した。また、「語句など」とは、語句、文、文章などを示している。

このような言語の指導に際して最も重要なことは、それぞれの児童が、日常生活の中で、指導しようとする言葉にかかわる具体的な体験をどの程度有しているかということである。特に、言葉の意味を理解したり、それによつて的確な言語概念を形成したり、その指導の過程において言語による思考力を高めたりするためには、具体的経験をいかに言葉で表現し理解できるようにするかが極めて大切なことである。

したがって、各教科の指導に当たっては、常に、その基本となる言葉で考える指導に留意し、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導を工夫する必要がある。

## 2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成（第2章第1節第1款の2の(2)）

(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫すること。

聴覚障害の児童生徒は、聴覚を通じた情報の獲得が困難であることが多いことから、書かれた文字等を通して情報を収集したり、理解したりすることが必要となる。こうしたことから、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、様々な機会を通じて、児童生徒の読書活動の活発化を促すことが、それぞれの全人的な育成を図る上で極めて重要なこととなる。一般的に、話し言葉によるコミュニケーションは、直接体験を主とする内容が多いとすれば、読書による経験は、間接的な内容が多いといえることができる。読書は、この間接経験を通じて、児童生徒が視野を広げ、知識を習得し、社会性や人間性を養う上で重要な活動である。

指導に当たっては、児童生徒が読んで分かり、「面白い」という実感を持ち、「また読みたい」というような読書に対する意欲や態度が養われるようにすることが必要である。したがって、ときには、児童生徒がどのような読み方をしているか、果たして読んでいる内容が理解されているのかなどの観点から、適宜、質問をしたり、気付いたことを文などで表現する機会を設けたりするなどして、児童生徒の読書や書くことに対する意欲や興味・関心を的確に把握し、更に児童生徒が自ら読書に親しみ、書いて表現する態度を養うよう配慮することが大切である。

## 3 言葉等による意思の相互伝達（第2章第1節第1款の2の(3)）

(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。

児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心、教育歴等の実態は多様である。したがって、各教科の指導に当たっては、指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して、それぞれの児童生徒の実態に応じ、教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要である。そこで、今回の改訂では、「児童の聴覚障害の状態等に応じ、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して」という表現に改めた。

また、各教科の指導においては、話し合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通じて、学習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が行われ、それが全体として一層活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な方法（聴

覚活用，読話，発音・発語，文字，キュード・スピーチ，指文字，手話など）を適切に選択・活用することが大切である。その際，小学部や中学部のそれぞれの教育の目標を踏まえるとともに，それぞれの方法が有している機能を理解し，さらに，一人一人の児童生徒の実態を十分に考慮して，適切な選択と活用に努める必要がある。

#### 4 保有する聴覚の活用（第2章第1節第1款の2の(4)）

(4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて，補聴器や人工内耳等の利用により，児童の保有する聴覚を最大限に活用し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

医療や科学技術の進歩等に応じて，聴覚補償機器等の性能は向上している。特に，近年，人工内耳の手術が普及し，特別支援学校に在籍する人工内耳装用者数も増加している。この結果，在籍する児童の聞こえの程度や聞こえ方は，より一層多様化しており，個に応じた適切な指導や配慮が求められる。そこで，今回の改訂では，「児童の聴覚障害の状態等に応じて」を加えるとともに，従前の「補聴器等」を「補聴器や人工内耳等」と改めた。児童一人一人の保有する聴覚を最大限に活用することは，聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育全般にわたって重要なことであるが，各教科の指導においても，このことは特に配慮すべきことである。

このため，定期的な聴力測定の実施や一人一人の児童生徒の補聴器の適切なフィッティングの状態などについては，これまで以上に留意するとともに，例えば，補聴器が適切に作動しているかどうかという観点から，授業の開始時に，教師が一人一人の児童生徒の補聴器を用いて，実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行うなどの配慮が欠かせないことである。ここで，「補聴器や人工内耳等」とあるのは，児童生徒の聴覚活用という点では，必ずしも補聴器や人工内耳に限らず，例えば，水泳等の補聴器を装用できない場合の指導においては，教師の声を直に聞かせるようにすることなども含んでいることを意味している。

#### 5 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の2の(5)）

(5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。

今回の改訂においては，児童生徒の「生きる力」を明確にした資質・能力の3つの柱で各教科の目標及び内容が整理された。これを踏まえ，従前重視されてきた，それぞれの発達段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図ることがより一層求められる。

各教科の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の個別の指導計画に基づき、一人一人の聴覚障害の状態等を的確に把握し、児童生徒に即した指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要である。その際の重要な観点としては、児童生徒が「分かる」ことに支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するよう努めることが大切である。

## 6 教材・教具やコンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の2の(6)）

(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

聴覚に障害のある児童生徒の指導に当たっては、可能な限り、視覚的に情報が獲得しやすいような種々の教材・教具や楽しみながら取り組めるようなソフトウェアを使用できるコンピュータ等の情報機器を用意し、これらを有効に活用するような工夫が必要である。

特に、各教科の内容に即した各種の教材・教具を用いて指導する際には、児童生徒に何をどのように考えさせるかについて留意することが大切である。障害の状態や興味・関心等に応じて、発問の方法や表現に配慮したり、板書等を通じて児童生徒が授業の展開を自ら振り返ることができるようなまとめ方を工夫したりすることが重要である。

また、聴覚障害の児童生徒に対しては、視覚等を有効に活用するため、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器や障害の状態に対応した周辺機器を適切に使用することによって、指導の効果を高めることが大切である。その場合でも、視覚的に得た情報に基づいて、発問や板書を工夫するなどして児童生徒の話合い活動を重視し、視覚的な情報を言語によって、十分噛み砕き、教科内容の的確な理解を促すよう配慮することが大切である。

#### 第4 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

##### 1 「思考力、判断力、表現力等」の育成（第2章第1節第1款の3の(1)）

##### 3 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きに困難があることから、様々なことを体験する機会が不足したまま、言葉や知識を習得していることが少なくない。そのため、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。また、脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複数の情報の処理を苦手とするなどの認知の特性により、知識の習得や言語、数量などの基礎的な概念の形成に偏りが生じている場合がある。このような知識や言語概念等の不確かさは、各教科の学びを深める活動全般に影響することから、今回の改訂においては、従前の「考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。」と示していた規定を、「児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。」に改め、思考力等の育成の充実をより一層求めることにした。

各教科の指導に当たっては、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測る、施設等を利用するなどの体験的な活動を効果的に取り入れ、感じたことや気付いたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念等の形成を的確に図る学習が大切になる。そのような学習を基盤にして知識や技能の着実な習得を図りながら、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等を育成し、学びを深めていくことが重要である。

##### 2 指導内容の設定等（第2章第1節第1款の3の(2)）

- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒が身体の動きやコミュニケーションの状態等から学習に時間がかかること、自立活動の時間があること、療育施設等において治療や機能訓練等を受ける場合があることなどから、授業時間が制約されるため、指導内容を適切に設定することが求められる。

指導内容の設定に当たって、従前は「児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して」としていたが、今回の改訂では、脳性疾患等の児童生徒に

みられる認知の特性や学習の履歴などを踏まえる必要があることから、「児童の身体の動きの状態や認知の特性，各教科の内容の習得状況等を考慮して」に改めた。

また，指導内容を適切に設定する観点として，従前は「基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。」と示していた規定を，「重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。」に改めた。今回の改訂においては，「重点を置く事項」には時間を多く配当する必要がある一方で，時間的制約の関係から時間を多く配当できない事項も生じることを踏まえ，指導内容の取扱いに軽重をつけ，計画的に指導することが大切であることを示すこととした。「重点を置く事項」とは，例えば，面積の学習で量概念の形成を図るため，立方体の積み木を並べて長さ（連続量）を丹念に確認することや，説明文の学習で文の全体構成を把握させるため，段落要旨や段落相互の関係を丁寧に確認することなどが挙げられる。このような学習効果を高めるために必要な事項には，時間を多く配当して丁寧に指導し，別の事項については必要最小限の時間で指導するなど配当時間の調整が必要となる。そのため，各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し，各教科の内容の系統性や基礎的・基本的な事項を確認した上で，重点の置き方，指導の順序，まとめ方，時間配分を工夫して，指導の効果を高めるための指導計画を作成することが重要である。

なお，従前まで「指導内容を適切に精選し」としていた規定を，「指導内容を適切に設定し」に改めた。今回の改訂においては，肢体不自由のある児童生徒が，様々な事情により授業時間が制約されることを理由にして，履修が可能である各教科の内容であるにもかかわらず，取り扱わなくてよいとするような誤った解釈を避けることを意図したものである。

### 3 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫（第2章第1節第1款の3の(3)）

(3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて，指導方法を工夫すること。

各教科において，肢体不自由のある児童生徒が，効果的に学習をするためには，学習時の姿勢や認知の特性等に配慮して，指導方法を工夫する必要がある。

肢体不自由のある児童生徒が，学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは，疲労しにくいだけでなく，身体の操作等も行いやすくなり，学習を効果的に進めることができる。例えば，文字を書く，定規やコンパスを用いる，粘土で作品を作るときなどには，体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。また，よい姿勢を保持することは，学習内容を理解する点からも重要である。例えば，上下，前後，左右の方向や遠近等の概念は，自分の身体が基点となって形成されるものであるから，安定した姿勢を保つことに

より、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。したがって、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の児童生徒には、視覚的な情報や複合的な情報を処理することを苦手とし、提示された文字や図の正確な把握、それらの書き写し、資料の読み取りなどに困難がある場合がある。こうした場合には、文字や図の特徴について言葉で説明を加えたり、読み取りやすい書体を用いたり、注視すべき所を指示したりすることなどが考えられる。また、地図や統計グラフのように多数の情報が盛り込まれている資料を用いる場合は、着目させたい情報だけを取り出して指導した後、他の情報と関連付けたり比較したりするなど、指導の手順を工夫することなども考えられる。このように児童生徒の認知の特性を把握し、各教科を通じて指導方法を工夫することが求められる。

#### 4 補助具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の3の(4)）

(4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助具の例として、歩行の困難な児童生徒については、つえ、車いす、歩行器などが挙げられる。また、筆記等の動作が困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記等を代替するコンピュータ等の情報機器及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器、滑り止めシートなどが挙げられる。補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

近年の情報通信ネットワークを含めた情報機器の進歩は目覚ましく、今後さらに学習での様々な活用が想定されることから、情報機器に関する知見を広く収集し、学習への効果的な活用の仕方を工夫することが求められる。なお、補助具や補助的手段の使用は、児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態、またそれらの改善の見通しに基づいて慎重に判断し、自立活動の指導との関連を図

りながら、適切に活用することが大切である。また、補助具や補助的手段の使用が、合理的配慮として認められる場合は、そのことを個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するなどして、適切な学習環境を保障することが求められる。

## 5 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の3の(5)）

(5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等により、各教科の様々な学習活動が困難になることが少なくないことから、それらの困難を改善・克服するように指導することが必要であり、特に自立活動の時間における指導と密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。

このことについて、従前は、音楽、図画工作、美術、技術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの教科の内容を念頭に置き、「身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導」の際に配慮を求めていたが、今回の改訂では、どの教科の指導においても自立活動の時間における指導と密接な関連を図る必要があることから、「各教科の指導」で配慮を求めることとした。

学習効果を高めるためには、児童生徒一人一人の学習上の困難について、指導に当たる教員間で共通理解を図り、一貫した指導を組織的に行う必要がある。また、学習上の困難に対し、児童生徒自身が自分に合った改善・克服の仕方を身に付け、対処できるように指導していくことも大切である。なお、各教科において、自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

## 第5 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

### 1 指導内容の精選等（第2章第1節第1款の4の(1)）

#### 4 病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態，授業時数の制約等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに，指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり，各教科等相互の関連を図ったりして，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱者である児童生徒は入院や治療，体調不良等のため学習時間の制約や学習できない期間（学習の空白）などがあるため学びが定着せず，学習が遅れることがある。また，活動の制限等により学習の基礎となる体験が不足するため，理解が難しい場合がある。さらに，病気の状態等も個々に異なっているので，各教科の指導計画の作成に当たっては，個々の児童生徒の学習の状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約，発達の段階や特性等も考慮する必要がある。

各教科の内容に関する事項は，特に示す場合を除き取り扱う必要がある。しかし，具体的な指導内容は児童生徒の実態等を踏まえて決定するものなので，学習時間の制約等がある場合には，基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど，効果的に指導する必要がある。また，各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける，各教科を合わせて指導する，教科横断的な指導を行うなど，他教科と関連させて指導することも大切である。

例えば，理科で水溶液を取り扱う際に算数科での割合と関連させて指導したり，社会科で地名を取り扱う際に国語科での漢字の読み書きと関連させて指導したりするなど，学習時間の制約等の状況に応じて指導を工夫することが重要である。

各教科の内容は，前学年までに学習したことを基盤にしているが，病弱者である児童生徒の中には，前籍校と教科書や学習進度が違ったり学習の空白があったりするため，学習した事項が断片的になる，学習していない，学習が定着していないといったことがある。

そのため，前籍校との連携を密にするとともに，各教科の学年間での指導内容の繋がりや指導の連続性にも配慮して指導計画を作成する必要がある。その際，重要な指導内容が欠落しないよう配慮するとともに，入院期間や病状等を勘案して，指導の時期や方法，時間配分なども考慮して指導計画を作成することが重要である。

## 2 自立活動の時間における指導との関連（第2章第1節第1款の4の(2)）

(2) 健康状態の維持や管理，改善に関する内容の指導に当たっては，自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

「健康状態の維持」とは，例えば，小児がん等の児童生徒が寛解時に感染症等にかかって状態が悪くならないようにするため，マスクをする，人込みをさける，疲れた時は無理をせず休養をとる等の予防的対応により，現在の健康状態を保ち続けることを意味する。また，予防的観点から健康観察や管理の重要性が増している。例えば，アレルギー疾患の児童生徒が生活や服薬の管理を主体的に行うことで，体調を把握し，維持・改善に向けて取り組めるようにする必要がある。

そのため特に，小学部における体育科の「心の健康」，「病気の予防」，家庭科の「栄養を考えた食事」及び中学部における保健体育科の「健康な生活と疾病の予防」，「心身の機能の発達と心の健康」，技術・家庭科の「衣食住の生活」等の心身の活動にかかわる内容については，自立活動における「病気の状態の理解や生活管理に関すること」，「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図り，自立活動の時間における指導と相補い合いながら学習効果を一層高めるようにすることが大切である。

## 3 体験的な活動における指導方法の工夫（第2章第1節第1款の4の(3)）

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては，児童の病気の状態や学習環境に応じて，間接体験や疑似体験，仮想体験等を取り入れるなど，指導方法を工夫し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。

病弱の児童生徒は，治療ため身体活動が制限されていたり，運動・動作の障害があったりするので，各教科や特別活動等での体験的な活動を伴う内容については，病気の状態や学習環境等により実施が困難なことがある。そのため，このような内容の指導に当たっては，児童生徒が活動できるように指導内容を検討するとともに，指導方法を工夫して，効果的に学習が展開できるようにする必要がある。

例えば，食物アレルギーの児童生徒が調理実習を行う場合には，アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替えたり，調理方法に変更したりする。また，外出できない児童生徒が植物の観察を行う場合には，ベランダや窓辺に植物やプランターを置いて観察させたりするなど，できる限り，児童生徒が実際に見て体験し，興味・関心をもって学習できるように工夫することが重要である。

また，知らない場所へ行くことに強い不安を感じる児童生徒が社会見学をする場合には，例えば，仮想現実を現実世界のように体感できる VR (Virtual

Reality)の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験するなどして、不安を軽減してから見学することで、積極的に参加できるようにすることも大切である。

しかし、病気の状態等によっては、どのように指導方法を工夫しても直接的な体験ができない場合があるので、その際は、例えば、火気を使用する実験ではWebサイトでの実験の様子を見て間接体験をする、又はタブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする、社会科で地域調査をする際にテレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする、体育科では体感型アプリ等を利用してスポーツの疑似体験を行うなど、指導方法を工夫して、学習効果を高めるようにすることが大切である。

#### **4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用（第2章第1節第1款の4の(4)）**

(4) 児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材教具や入力支援機器、補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報通信機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体活動が制限されている児童生徒や、高次脳機能障害や小児がんの晩期合併症などにより認知上の特性がある児童生徒の指導に当たっては、実態に応じて教材教具や入力支援機器及び補助用具などを工夫し、例えば、運動・動作の障害がある児童生徒がスイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置などの入出力支援機器や電動車いす等の補助用具を活用したり、本を読むことが困難な児童生徒がタブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能を使ったりして、学習が効果的に行えるようにすることが重要である。また病気のため教室に登校できない場合には、病室内で指導する教員と教室で指導する教員とが連携を取りながら、テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにするなどして、学習できる機会を確保するために情報通信機器を活用することも大切である。

その際、タブレット端末等の情報通信機器を使って教室の具体物をインターネットで遠隔操作できる場面を設けるなど、療養中でも、可能な限り主体的・対話的な活動ができるよう工夫することが重要である。

#### **5 負担過重とならない学習活動（第2章第1節第1款の4の(5)）**

(5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

児童生徒の病気は、心身症、精神疾患、小児がん、アレルギー疾患、心臓疾患

など多様であり、軽い症状から重篤な症状まで様々である。個々の児童生徒の病気の特徴を理解し日々の病状の変化等を十分に考慮した上で、学習活動が負担過重にならないようにする必要がある。例えば、活動量が制限されている児童生徒に、重い荷物を運ばせて健康状態を悪化させるといったことがないようすることが重要である。ただし、可能な活動はできるだけ実施できるように学校生活管理指導表などを活用して、適切に配慮をすることが必要であり、必要以上に制限しないことが重要である。

これらの点を例示すると以下のとおりである。

- ① 心身症や精神疾患の児童生徒は、日内変動が激しいため、常に病気の状態を把握し、例えば過度なストレスを与えないなど、適切に対応する。
- ② 筋ジストロフィーの児童生徒は、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。
- ③ アレルギー疾患の児童生徒については、アレルゲン（抗原）となる物質を把握し、日々の対応や緊急時の対応を定め、校内で情報を共有する。
- ④ 糖尿病や心臓疾患の児童生徒については、活動の量と活動の時間、及び休憩時間を適切に定めること。運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用して、できる活動を保護者と一緒に考える。

## 6 病状の変化に応じた指導上の配慮（第2章第1節第1款の4の(6)）

(6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

病気の状態の変化や治療方法、生活規制（生活管理）等は、個々の病気により異なる。進行性疾患は病状が日々変化し、急性疾患は入院初期・中期・後期で治療方法等が変わることがある。慢性疾患は健康状態の維持・改善のため常に生活管理が必要である。病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

例えば、座り続けることが難しくても、授業を受けるために無理をして座り続ける児童生徒がいるので、適宜、声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を交換させたりすることが必要である。そのことにより、体調の変化に気づかせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。